

政令第二百十三号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の三及び第一号の六中「からモまで」の下に「、第二号の二」を加える。

別表第二の三第二号の次に次の一号を加える。

二の二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前二号に掲げる貨物を除く。）

イ 木材及びその製品のうち、次に掲げるもの

(1) 化粧ばり用単板及び合板用単板並びにこれらに類する積層木材用単板並びにその他の縦にひき、平削りし、又は丸剥ぎした木材

(2) 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品

ロ 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器

ハ 手工具用又は加工機械用の互換性工具並びに機械用又は器具用のナイフ及び刃

ニ ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの

- (1) 蒸気発生ボイラー及び過熱水ボイラー並びにこれらの部分品
- (2) 発生炉ガス発生機、水性ガス発生機又はアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生

機の部分品

- (3) 蒸気タービンの部分品

- (4) 反動エンジン、液体原動機及び気体原動機

- (5) 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード又は密閉形の生

物学的安全キャビネットの部分品

- (6) エアコンディショナー

- (7) カレンダーその他のロール機の部分品

- (8) 遠心分離機及びその部分品

- (9) 噴射用、散布用又は噴霧用の機器及びこれらの部分品

- (10) プーリー、タックル及びホイスト
- (11) デリック、クレーン、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック
- (12) 昇降機、コンベヤその他の持ち上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械
- (13) ブルドーザー、アングルドーザー、メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー
- (14) くい打ち機、くい抜き機、コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機
- (15) 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の仕上げ用の機械
- (16) 製本用機械の部分品
- (17) 箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械
- (18) 印刷用コンポネントの調製用又は製造用の機器の部分品
- (19) 印刷機並びにその部分品及び附属品
- (20) 人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機並びにこれらの補助機械

- (21) 紡績準備機械、紡織用繊維の糸の製造機械、かせ機、糸巻機、紡織用繊維の糸を準備する機械、織機、編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械又はジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも若しくは網の製造機械の補助機械（その部分品及び附属品を含む。）並びに部分品及び附属品
- (22) 洗淨用、清淨用、絞り用、乾燥用、アイロンかけ用、プレス用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械並びにこれらの部分品
- (23) 原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の製品の製造用又は修理用の機械並びにこれらの部分品
- (24) 転炉
- (25) 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤
- (26) 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤その他の加工

機械

- (27) 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械並びにこれらの部分品及び附属品
- (28) ツールホルダー及び自動開きダイヘッド
- (29) 謄写機、郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯かけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械
- (30) 電子式計算機の部分品及び附属品
- (31) 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、混合機、捏ね和わ機、凝結機、成形機及び鋳物用砂型の造型機
- (32) ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械及びこれらの機械又は電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械の部分品
- (33) ゴム若しくはプラスチック又はこれらを材料とする物品の成形用機械
- (34) 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械及び産業用ロボット並びにこれらの機械又は動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂

の抽出用若しくは調製用の機械、綱若しくはケーブルの製造機械、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋その他の機械類の部分品

(35) 鋳型ベース、鋳造用パターン及び鋳物性材料の成形用の型

(36) 減圧弁、油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁、安全弁及び逃がし弁

(37) 針状ころ軸受及び玉軸受又はころ軸受の部分品

(38) ガasketその他これに類するジョイント、材質の異なるガasketその他これに類するジョイントをセットにし、又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカル

シール

ホ 電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるもの

(1) 直流電動機、発電機及びロータリーコンバーター

(2) トランスフォーマー

(3) 電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ

(4) 一次電池の部分品

- (5) ニッケル・カドミウム蓄電池
  - (6) 電子ビーム炉
  - (7) ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器
  - (8) 鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器の部分品
  - (9) 固定式コンデンサー
  - (10) 固定式電気抵抗器
  - (11) 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器
  - (12) アーク灯
  - (13) 熱電子管、冷陰極管及び光電管並びにこれらの部分品
  - (14) 粒子加速器
  - (15) 電気機器の電気絶縁用物品並びに電線用導管及びその継手
- へ 鉄道用機関車、炭水車、鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両及び無蓋車

ト 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品のうち、次に掲げるもの

- (1) 貨物自動車
  - (2) 特殊用途自動車
  - (3) 自走式作業トラック又は鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクターの部分品
  - (4) トレーラー及びセミトレーラー
- チ 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器及び精密機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの
- (1) 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器
  - (2) 土地測量用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器並びにこれらの機器又は測距儀の部分品及び附属品
  - (3) 積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品
  - (4) テストベンチ
  - (5) 液体式又は気体式の自動調整機器



別表第二の三第三号中「前二号」を「前三号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和四年六月十七日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシアを仕向地とする貨物自動車等の輸出について承認を要することとする必要があるからである。